

魚津市告示第45号

魚津市木造住宅耐震改修支援事業補助金交付要綱の一部改正について

魚津市木造住宅耐震改修支援事業補助金交付要綱（平成17年魚津市告示第90号）の一部を次のように改正する。

平成31年3月29日

魚津市長 村椿 晃

第2条第3号を次のように改める。

（3） 段階的耐震改修 次に掲げる工事を段階的に行う耐震改修

ア 第一段階耐震改修 耐震診断の結果に基づき行う工事であって、次のいずれかに適合するもの

（ア） 部分耐震改修 耐震診断の結果、総合判定が1.0未満の旧基準木造住宅について、主たる居室など住宅の一部に限定して改修を行う工事で、市長が別に定める技術基準に適合させる耐震改修

（イ） 簡易耐震改修 耐震診断の結果、総合判定が0.7未満の旧基準木造住宅について、0.7以上とする耐震改修

イ 第二段階耐震改修 第一段階耐震改修を実施した後に行う工事であって、総合判定が1.0未満の住宅について、1.0以上とする耐震改修

第4条中「いずれか」の次に「に該当する耐震化のための計画の策定及び耐震改修」を加え、同条第1号中「耐震診断において」を「耐震診断の結果、」に、「1.0未満と診断された」を「1.0未満の」に改め、「（部分耐震改修に対する補助金の交付を受けた住宅を除く。）」を削り、同条第2号を次のように改める。

（2） 段階的耐震改修

第5条中「部分耐震改修」を「段階的耐震改修」に、「3分の2」を「5分の4」に改め、同条ただし書きを次のように改める。

ただし、一の旧基準木造住宅に係る補助金の交付額は、100万円を超える場合は100万円とし、第二段階耐震改修の場合は第一段階耐震改修における補助金の交付額に相当する額を差し引くものとする。

様式第1号及び様式第3号を次のように改める。

様式第1号（第6条関係）

年度魚津市木造住宅耐震改修支援事業
事業計画書

住宅	所在地	
	建築年月	・明治 ・大正 ・昭和 年 月
	階数	・1階建て ・2階建て
	延べ面積	平方メートル
診断者	氏名	
	資格	・一級建築士 ・二級建築士 ・木造建築士
	登録番号	NO.
改修工事前の耐震診断の方法		・一般診断法 ・精密診断法 ・その他
改修工事後の耐震診断の方法		・一般診断法 ・精密診断法 ・その他
改修の方法		<ul style="list-style-type: none"> ・耐震改修 ・第一段階耐震改修 （ 部分耐震改修 簡易耐震改修 ） ・簡易耐震改修 ・第二段階耐震改修
工事予定期間		年 月から 年 月まで

様式第3号（第8条関係）

年度魚津市木造住宅耐震改修支援事業
事業成績書

住宅	所在地	
	建築年月	・明治 ・大正 ・昭和 年 月
	階数	・1階建て ・2階建て
	延べ面積	平方メートル
診断者	氏名	
	資格	・一級建築士 ・二級建築士 ・木造建築士
	登録番号	NO.
改修工事後の耐震診断の方法		・一般診断法 ・精密診断法 ・その他
改修の方法		<ul style="list-style-type: none"> ・耐震改修 ・第一段階耐震改修 (部分耐震改修 簡易耐震改修) ・第二段階耐震改修
工事期間		年 月から 年 月まで

附 則

この告示は、平成31年4月1日から施行する。